

## 刈谷市放課後児童クラブ 土曜日及び祝日の開設について（ご案内）

土曜日及び祝日につきましては、下記のとおり、各中学校区に1か所、計6つの拠点施設において開設を行っております。

記

### 1 土曜日及び祝日の拠点開設施設

中学校区	開設施設（クラブ）
富士松	富士松東児童クラブ
雁が音	かりがね児童クラブ
刈谷東	小高原児童クラブ
刈谷南	住吉児童クラブ
依佐美	小垣江児童クラブ
朝日	朝日児童クラブ

（注）利用者が少ないことが見込まれるゴールデンウィークやお盆期間では一部のクラブを開設しない場合があります。

### 2 拠点施設の利用

- （1）児童の安心・安全な受入れ等に向けて、基本的には、エリア制を設け、児童が将来通うこととなる中学校区に対応した拠点施設を利用していくこととします。
- （2）ただし、保護者が就労等の都合で他の中学校区の拠点施設の利用を希望する場合には、相談に応じ、柔軟に対応いたします。
- （3）一度、利用を選択（登録）した拠点施設については、当該年度中は、原則、変更できないことといたします。ただし、選択後、入会日前日までは拠点施設の変更を受付けます。

### 3 土曜日の開設に係る特記事項

土曜日に授業参観等の学校行事が行われる場合は、平日と同様、当該小学校の放課後児童クラブを開設します。

令和7年度の利用施設の登録のため、令和7年度の土曜日及び祝日にクラブの利用を希望される方は、別紙「拠点施設（土曜日及び祝日）利用登録申請書」を、入会申請書とともに平日にご利用のクラブへ提出してください。（年度途中での、別途の申請も受付けます。）

※入会決定した方については、原則、利用登録申請書に記載の拠点施設をご利用いただけます。

※利用登録申請書の提出後に、転職や人事異動等により、緊急連絡先等が変更になる場合は、平日利用しているクラブへ変更届を提出してください。

※実際の利用予定は、月ごとにクラブに提出していただいている「出欠予定表」に記入していただきまます。